

測量業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和8年度 道改委託第3号 町道3083・3084号線測量概略設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部監修測量作業共通仕様書（以下、「標準仕様書」という。）を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道3083・3084号線の道路改良に伴い基礎資料を作成する業務である。

(履行場所)

第3条 履行場所は、城里町那珂西地内の別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月21日までとする。なお、休日等には日曜日、祝日、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「委託費内訳表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第6条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 標準仕様書
- (3) 国土交通省公共測量作業規程

(貸与または支給する物品及び資料等)

第7条 城里町が貸与または支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第8条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

- 2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯または着用させること。
- 3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(身分証明書の携帯等)

第10条 受注者は、共通仕様書第115条第4項に基づき交付された身分証明書について、第三者が所有する土地での作業中にその土地の関係者から提示を求められた場合には、これを提示すること。

(土地への立ち入り)

第11条 受注者は、作業の実施にあたり、第三者が所有する土地に立ち入る場合には、その所有者等から業務委託契約書第12条に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

(植物等の伐除及び土地等の一時使用)

第12条 受注者は、作業の実施にあたり、植物、かき、さく等の伐除または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、標準仕様書第9条第3項に基づき、所有者の承諾を得て行うものとする。

- 2 前項において生じた損失は、あらかじめ発注者が認めたものを除き、受注者が負担するものとする。なお、損失の対象となるものの伐除等については、監督員の了解を得てから行うこと。

(納入する成果品等)

第13条 納入する成果品等は、別紙2のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第14条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

- 2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品（成果品の電子化）

成果品について、電子媒体等で納品する。

- 3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」に基づき作成することとする。
- 4 電子媒体は、1部（正）を監督員に納品するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本2部、原図1式とする。
- 5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

- る。
- 6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（他の工事業者やコンサルタント等）に貸与することがある。
 - 7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

（成果品等の手直し）

第15条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

（業務カルテの登録業務）

第16条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第11条第3項に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

（その他）

第17条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

別紙1

貸与または支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品名	数量	摘要

2. 貸与資料

品名	数量	摘要

3. 支給資料

品名	数量	摘要

別紙2

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品名	数量	摘要
測量設計成果簿	1部	
電子媒体(CD-R)	1部	

2. 提出する記録及び資料

品名	数量	摘要
打合せ記録簿	一式	測量設計成果簿に綴ること。

土木関係設計業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和8年度 道改委託第3号 町道3083・3084号線測量概略設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県設計業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道3083・3084号線の道路改良事業に伴う業務であり、経済性、施工性、供用性、景観、環境等について総合的な検討を加え、改良事業に必要な設計を行うものとする。

(業務範囲)

第3条 この契約における業務範囲は、別添図面のとおりとする。

(設計条件)

第4条 設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 延長 約600m程度
- (2) 横断面 約5.0m程度

(履行期間)

第5条 履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月21日までとする。なお、休日等には日曜日、祝日、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

(業務内容)

第6条 この業務における業務内容は、別紙「委託費内訳表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第7条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書

(管理技術者)

第8条 共通仕様書第1106条の3に規定する技術士の部門は建設部門とする。

(照査技術者)

第9条 共通仕様書第1107条を参照するものとする。

(打合せ協議)

第10条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

第11条 業務着手にあたり、本業務対象付近の交通量や交通の流れ、地下埋設物、工事帯の確保等の状況を把握するものとする。

2 踏査結果は、写真に整理して提出するものとする。

3 測量を必要とする場合は、監督員と協議するものとする。

(地盤情報システム等の活用)

第12条 受注者は、共通仕様書第1202条の2に基づき、現地踏査に先立ち茨城県地盤情報システム及びその他の文献資料を活用し、踏査区域及びその周辺地盤状況の把握に努めるものとし、この結果に基づき報告書に当該地域の地盤状況に関する所見及び設計に関する留意事項等を記載すること。なお、計画業務において地盤状況の把握が必要ない場合は、この限りでない。

(安全管理)

第13条 受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯または着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(土地への立ち入り等)

第14条 受注者は、業務を実施するため第3者が占有する土地に立ち入る場合、または立木伐採等を行う場合は、共通仕様書第1114条の1に基づき、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員と協議し、その指示に従うこと。

2 前項における借地料、伐採その他の補償は、あらかじめ発注者が認めたものを除き、受注者が負担するものとする。

(身分証明書の携帯等)

第15条 受注者は、作業の実施にあたり、国、公有または私有の土地に立ち入る場合には、共通仕様書第1114条第4に基づき、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分証明書は発注者が発行する。

(設計計画)

第16条 設計計画は、設計図書に明示される事項及び貸与資料等を把握のうえ、設計条件の整理・検討及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

(成果品の照査)

第17条 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」(茨城県土木部)に基づき実施するものとする。

(数量の集計)

第18条 数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という。)に基づき取りまとめるものとする。

2 数量集計表は、監督員の指示するファイル形式で作成し提出するものとする。

(参考) 数量集計表様式(案)の入手方法

国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ「各種基準類の情報」よりダウンロード。

(納入する成果品等)

第19条 納入する成果品等は、別紙2(または共通仕様書)のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第20条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品(成果品の電子化)

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づき作成することとする。

4 電子媒体は、1部(正)を監督員に納品するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本2部、原図1式とする。

5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(他の工事業者やコンサルタント等)に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

(成果品の手直し)

第21条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

(業務カルテの登録業務)

第22条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第1108条の3に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

(施工法検討)

第23条 施工法検討は、工事用道路の確保、現道の切り廻し、施工ヤードの確保に加えて、施工方法及び施工順序、施工機械、仮設備計画等について検討するものとする。

(リサイクル計画書等の提出)

第24条 受注者は、共通仕様書第1209条の9に基づき、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、茨城県建設リサイクルガイドライン（茨城県土木部）に基づき、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書を作成するものとする。

(新技術情報提供システム等の活用)

第25条 受注者は、共通仕様書第1209条の11に基づき、当該設計に関わる新技術・新工法について、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」及び「茨城県版新技術等情報提供データベース（IT'S）」を検索・参照するなどにより情報収集し、その結果を踏まえ活用の可能性について監督員と協議を行うものとする。

(コスト縮減設計留意書の提出)

第26条 受注者は、共通仕様書第1209条の12に基づき、概略設計または予備設計を行った結果、後段階において一層のコスト縮減の検討余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案等をコスト縮減設計留意書に記載するものとする。

2 前項の提案等は、概略設計または予備設計を実施した受注者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を引き継ぐためのものであり、本提案等のため新たな検討等の作業を行う必要はない。

3 コスト縮減設計留意書は、別紙の様式（平成19年3月14日付け検査指

導課長事務連絡参照)により提出するものとする。

(コスト縮減効果調書の提出)

第27条 受注者は、共通仕様書第1209条の13に基づき、設計業務の実施にあたりコスト縮減に取り組んだ内容及びその効果等をコスト縮減効果調書に記載するものとする。

2 前項の調書は、当該業務の成果の一環として作成するものであり、コスト縮減に関する新たな検討等の作業を行う必要はない。また、請負金額が100万円以下の場合または監督員が特に指示した場合は、前項の調書の作成を要しないものとする。

3 コスト縮減効果調書は、別紙に様式(平成19年3月14日付け検査指導課長事務連絡参照)により提出するものとする。

(その他)

第28条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

貸与または支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品名	数量	摘要

2. 貸与資料

品名	数量	摘要

3. 支給資料

品名	数量	摘要

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品名	数量	摘要
測量設計成果簿	1部	
電子媒体 (CD-R)	1部	

2. 提出する記録及び資料

品名	数量	摘要
打合せ記録簿	一式	測量設計成果簿に 綴ること。

工事数量総括（内訳）表

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
基準点測量			1	式		
基準点測量			1	式		
3級基準点測量			1	式		3級基準点測量 2.000 点
応用測量			1	式		
路線測量			1	式		
路線測量			1	式		作業計画 1.000 業務 現地踏査 0.600 km 線形決定 0.600 km IP設置 0.600 km 中心線測量 0.600 km 縦断測量 0.600 km 横断測量 0.600 km
共通			1	式		
共通			1	式		
打合せ等			1	式		打合せ 1.000 業務
直接測量費計			1	式		
旅費交通費			1	式		
電子成果品作成費			1	式		
諸経費			1	式		
業務価格計			1	式		
道路設計			1	式		
道路設計			1	式		

工事数量総括（内訳）表

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
道路概略設計			1	式		道路概略設計(B) 1.000 (km)式
共通			1	式		
共通(設計業務)			1	式		
打合せ等			1	式		打合せ 1.000 業務
直接原価計			1	式		
(うち直接人件費)			1	式		
(うち直接経費)			1	式		
旅費交通費			1	式		
電子成果品作成費			1	式		
その他原価			1	式		
一般管理費等			1	式		
業務価格計			1	式		
業務価格合計			1	式		
消費税相当額			1	式		
業務委託費			1	式		

参 考 資 料 説 明 書

(業務委託)

この「資料」(本工事費内訳書, 代価表)は入札参加者の適性かつ迅速な見積に資するための資料であり, 契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく, 請負者は, 現場状況, 現場条件等を十分考慮して, 業務成果物を作成するためも一切の手段について受託者の責任において定めるものとする。

なお, この「資料」の有効期間は, この業務委託の入札日までとする。

本工事費内訳書

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
基準点測量									
基準点測量									
3級基準点測量									
3級基準点測量					2.000	点			
3級基準点測量 (永久標識設置なし, 伐採含む) 地域による変化率(耕地 平地)					2.000	点			
応用測量									
路線測量									
路線測量									
作業計画					1.000	業務			
作業計画 (路線)					1.000	業務			
現地踏査					0.600	km			
現地踏査 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0])					0.600	km			
線形決定					0.600	km			
線形決定 (路線) 地域による変化率(耕地 平地)					0.600	km			
IP設置					0.600	km			

本工事費内訳書

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
I P 設置 (路線)					0.600	km			
					地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4])				
中心線測量					0.600	km			
中心線測量 (路線)					0.600	km			
					地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4]), 測点間隔による変化率(測点間隔 20m [0.0])				
縦断測量					0.600	km			
縦断測量 (路線)					0.600	km			
					地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0])				
横断測量					0.600	km			
横断測量 (路線)					0.600	km			
					地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4]), 測量幅による変化率(45 m未満), 測点間隔による変化率(20m [-0.1])				
共通									
共通									
打合せ等									
打合せ					1.000	業務			
打合せ (測量)					1.000	業務			
					中間打合せ回数(1 回)				
直接測量費計									

本工事費内訳書

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
旅費交通費									
電子成果品作成費									
諸経費									
業務価格計									
道路設計									
道路設計									
道路概略設計									
道路概略設計(B)					1.000	(km)式			
道路概略設計(B) 設計延長(0.6 km), 地形による割増(平地延長), 暫定計画(しない [0%]), 工区ごとに成果品を分割(しない [0%])					1.000	式			
共通									
共通(設計業務)									
打合せ等									
打合せ					1.000	業務			
打合せ(設計) 中間打合せ回数(1回)					1.000	業務			
直接原価計									
(うち直接人件費)									
(うち直接経費)									

本工事費内訳書

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
旅費交通費									
電子成果品作成費									
その他原価									
一般管理費等									
業務価格計									
業務価格合計									
消費税相当額									
業務委託費									

施工単価一覧表

第 08-72-212-J-003 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 形 状	単 位	単価	摘 要
D5501000	道路概略設計 (B) 設計延長(0.6 km), 地形による割増(平地 延長), 暫定計画(しない [0%]), 工区ごとに成果品を分割(しない [-0%])	式		
D7506000	3級基準点測量 (永久標識設置なし, 伐採含む) 地域による変化率(耕地 平地)	点		
D7516000	線形決定 (路線) 地域による変化率(耕地 平地)	km		
D7517000	I P 設置 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4])	km		
D7518000	中心線測量 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4]), 測点間隔による変化率(測点間隔 20m [0.0])	km		
D7520000	縦断測量 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0])	km		
D7521000	横断測量 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 10以上 [+0.4]), 測量幅による変化率(45m未満), 測点間隔による変化率(20m [-0.1])	km		
WS103301	作業計画 (路線)	業務		
WS103401	現地踏査 (路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0])	km		
WS107601	打合せ (測量) 中間打合せ回数(1 回)	業務		
WS505501	打合せ (設計) 中間打合せ回数(1 回)	業務		

位置図

令和8年度 道改委託第3号 町道3083・3084号線測量・概略設計業務
L=600m

